

「方式審査便覧」改訂案に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見の対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全体	出願人の利便性が向上する変更案を歓迎する。	御意見ありがとうございます。
2	04.05	（改訂案：故意によるものでないことによる期間徒過後の救済について） 「4.（1）期間途過後の手続」に関して、「特許庁長官は、回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる」とある。04.04には、「注4 証拠書類の例としては、災害に係るり災証明書等の公的な証明書又は疾病等に係る診断書等の当事者以外の第三者が証明した書類がある。」と示されている。04.05においても、同様の例を示していただきたい。	御意見ありがとうございます。 「4.（1）期間途過後の手続」に記載された証明する書面は、「故意によるものでない」ことについて証明する書面の提出を命ずることが「できる」規定を記載したものです。改訂前の正当な理由による期間徒過後の救済と異なり、必要と認める場合（疑義がある場合）以外は、証明書の提出は必須とされていません。 回復理由書に記載された理由に疑義があった場合に求める証明は様々であると考えられるため、例示を記載していません。 今後事例が蓄積された場合は、周知を検討させていただきます。
3	04.05	「6. 救済の認否の判断」に関して、責めに帰することができない理由がないと認められるときに、故意によるものではないと認められる回復を認める運用については、「手数料の補正又はその責めに帰することができない理由を補足する機会が与えられる。」とある。これに対して「補足を踏まえても、その責めに帰することができない理由がないと判断した場合、」に、手数料の補正があるとき、ないとき、という分岐がされている。 しかし、請求人の立場としては、「手数料の補正」と「理由の補足」を同時にするのではなく、まずは手数料の補正の前に、責	御意見ありがとうございます。 「その責めに帰することができない理由について認められないこと」を出願人等が了承した場合には、手数料の補正を認めて速やかに手続を進める必要があるため、最初の補正指令において手数料の補正と責めに帰することができない理由の補足について、同時に機会を与えた指令内容としたことについてはご了承頂い

		めに帰することができない理由を補足しようとするはずである。 このため、請求人が「理由の補足」をした場合であって、責めに帰することができない理由がないと判断しようとする際には、判断前に「手数料の補正」を行う機会を頂けるようお願いしたい。	ているものと理解致しました。 その上で「理由の補足」だけをした場合、補足された理由によっても、その責めに帰することができない理由について認められない場合には、再度手数料を補正する機会を与える運用を予定しています。
--	--	---	--

以 上